

2013年9月19日 全6頁

「NISA」は便利になるのか

金融庁、一年単位でNISA口座開設金融機関の変更を認めることを要望

金融調査部 研究員
鳥毛拓馬

[要約]

- 金融庁は、2013年8月30日に2014年度税制改正要望項目（以下、要望）を公表した。本稿では、要望のうち、「NISA」、「金融所得課税の一体化」などについて概説する。
- NISAについては、一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること及びNISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること、が要望されている。
- 金融商品に係る損益通算範囲について、デリバティブ取引、預貯金まで拡大すること。特に、総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現することなどが要望されている。

1. NISAの利便性向上

2014年1月から導入が予定されているNISAについては、法律で定められた勘定設定期間内（それぞれ2014年1月1日から2017年12月31日、2018年1月1日から2021年12月31日、2022年1月1日から2023年12月31日。最長4年間）において、口座を開設する金融機関を変更できないことになっている。また、一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内は、NISA口座の再開設ができない。

そこで金融庁は、NISAの普及・定着を図る観点から、早期にNISAの利便性向上・手続の簡素化を図る必要があるとして、要望で、以下の2点を挙げている。

1. 一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること。
2. NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること。

一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更が認められれば、たとえば、2014年・2015年にA金融機関で非課税口座を開設した後、同一の勘定設定期間中の2016年に、他のB金融機関に口座を開設しA金融機関で取り扱っていなかった金融商品を新たな非課税口座で購入する

といったことが可能となる。

NISA 口座を廃止した場合、翌年以降に NISA 口座を再開設することが認められれば、例えば、海外転勤等により出国し NISA 口座が廃止された場合でも、帰国後に出国時と同一の勘定設定期間内に、NISA 口座を開設できることになる。

また、要望では、NISA 口座開設手続等の簡素化として、NISA 口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号（いわゆるマイナンバー）制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすることを求めている。ただし、番号制度の利用は、2016 年 1 月に開始することになっているので、仮にこの要望が実現したとしても、実際に番号制度を用いることにより、口座開設の際の住民票の提出を不要にできるのは、2016 年 1 月以降となる。

なお、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を要望することは見送られた。

2. 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

2013 年度税制改正により、2016 年 1 月以降に、公社債、公社債投資信託などと上場株式等の損益通算が可能となった。

もともと、現状では、上場株式等とデリバティブ取引や預貯金の損益通算が認められていない（デリバティブ取引同士の損益通算は可能）。そこで、金融庁は、金融所得課税の一体化に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずることを要望している。

1. 金融商品に係る損益通算範囲について、デリバティブ取引・預貯金についても拡大すること。特に、総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現すること。
2. 債券の一体化の円滑な実施のための所要の措置を講じること。
3. 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。
4. 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。
5. 上場株式の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等を講ずること。

上記の 2. 「債券の一体化の円滑な実施のための所要の措置を講じること」に関して、金融庁の要望には詳細な記載がない。しかし、金融庁と共同で金融所得課税の一体化について要望している財務省は、「「金融所得課税の一体化」の円滑な実施に向けて、公社債の譲渡の対価の受領者の告知に係る規定について実務に即した内容とすること等所要の措置を講ずること」を求めている。

上記の 5. 「上場株式の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等を講ずること」は、昨年の 2013 年度税制改正要望項目として掲げられた、以下のものであると推察される。昨年度の要望では、現行税制において、企業の組織再編時等における課税関係が複雑であり、資産形

成を行っている一般の個人投資家等は過度な税務負担を強いられていることから、上場株式の組織再編等において、以下の税制措置を講ずることを要望していた。

- ・ 国内の個人株主が、株式のみの交付を受ける場合は、課税の繰延べを認めること
- ・ 国内の個人株主が、株式と金銭の交付を受ける場合は、当該資産の交付を譲渡所得とすること
- ・ 国内の法人株主が受け取る組織再編時に係るみなし配当については、（所得税の）源泉徴収を不要とすること

3. 特定口座に係る利便性の向上に向けた所要の措置

要望では、特定口座に係る利便性の向上に向けた措置として、以下を掲げている。

1. ESOP 信託において従業員が取得した上場株式等について、特定口座への預入対象に追加すること。
2. 特定口座等に係る手続の簡素化
 - ① 社会保障・税番号制度が記載された、特定口座年間取引報告書または支払通知書については、確定申告書への添付義務を免除すること。
 - ② 告知書及び特定口座異動届出書等について、電磁的方法による提出を認めること。

1. の ESOP 信託とは、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランのことである。株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充を図る目的を有する。

2. ①は、番号制度導入後に、税務署が番号を用いて名寄せをすることが可能となるため、特定口座年間取引報告書または支払通知書の、確定申告書への添付を不要とするものである。

4. 確定拠出年金制度の見直しに係る所要の措置

要望では、確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進し、また、確定拠出年金制度を魅力あるものとし、確定拠出年金を通じた投資を拡大するため、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げを求めている。

また、確定拠出年金の中途脱退要件の見直しも求めている。現行では、原則として、60 歳未満での引出しが認められていない。

5. ETF の償還に係る課税の見直し

ETF の償還について、税法上、形式的には、個別元本方式で計算された信託元本と償還金額との差額を配当所得とし、源泉徴収することとされている。しかし、ETF では、当初受益者の払込

金額である個別元本を把握することができない。このため、源泉徴収税額を計算することが不可能である。

したがって、現状では、ETFを終了させる際に、金銭償還ではなく、指定販売会社による買取での対応が行われている。この結果、完全にETFを終了させるまでに相当の時間及びコストを要しており、投資家のニーズを踏まえたETFの新規上場・淘汰が進まない要因とされている。

そこで、ETFの新規上場・淘汰を促し市場の活性化を図るため、ETFが金銭償還できるように必要な措置を講ずるべく、ETFの信託終了時の配当所得の計算において、信託元本の金額を個別元本から、ファンド全体での全受益者における平均投資元本である平均信託金に変更することが要望されている。

6. 投資信託及び投資法人に関する法律の改正等に伴う所要の措置

2013年の投資信託及び投資法人に関する法律（以下、投信法）改正では、投資法人の新たな資金調達手段として、新株予約権に類似した「新投資口予約権」が創設された。既存投資主に新投資口予約権を無償で割り当てる増資手法であるライツ・オフリングが可能となった。ただし、新投資口予約権については、特定口座やNISA口座の預け入れ対象となっていない。

そこで、金融庁は、新投資口予約権等を特定口座やNISA口座の預け入れ対象とすることを要望している。

7. デリバティブ取引に付随する現金担保の利子に関する税制措置

金融機関等がデリバティブ取引を行う場合、現金や有価証券等を担保として授受する。わが国では、現金を担保として授受している場合、その利子に対し原則として源泉徴収が行われる。このため、外国金融機関は日本国債等の有価証券を差し入れており、わが国の金融機関の国際的なデリバティブ取引に支障が生じているとされる。

そこで金融庁は、デリバティブ取引に際し外国金融機関が提供する現金担保の利子を非課税とすることを要望している。

8. 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

国際課税原則については、経済協力開発機構（OECD）加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設（Permanent Establishment 以下、PE）を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象とされている（帰属主義）。

しかしながら、わが国においては、外国法人等が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である（総合主義）。

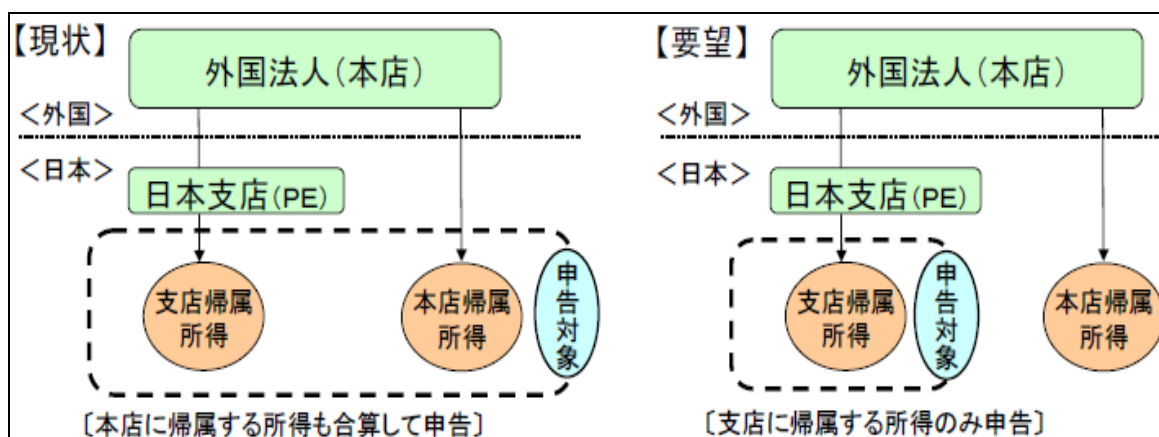
このような税制はグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況であるとされている。

そこで要望では、外国法人等の申告対象を PE に帰属する所得に限定することを求めている。

なお、PE に帰属する所得の範囲については、本支店間の取引を認識することを前提とする OECD のアプローチ（AOA：Authorized OECD Approach）を踏まえて見直すにあたり、金融機関への影響を十分に考慮することを求めている。

全国銀行協会は、2013 年 6 月 13 日に公表した「平成 26 年度税制改正に関する要望」の「国際課税の見直し」において、「邦銀は支店形態で海外進出を行っているケースが多く、この「国際課税原則」の見直しに伴い外国税額控除適用上の国外所得の算出に AOA が導入された場合、海外支店を本店等から分離・独立した企業であると擬制して国外所得を計算するといった体制整備が必要となり、多大なコストと時間を要することが想定される。このため、国際課税原則の「総合主義」から「帰属主義」への見直しに当たっては、外国税額控除適用上の国外所得の算出において内国法人に過度な負担が発生することのないよう、実務にも配慮した簡易なルールを策定を要望する。また、国際課税原則の見直しに伴う体制整備のための十分な準備期間を設けることを要望する」としている。

図表 1 国際課税原則の見直し



(出所) 金融庁、平成 26 年度税制改正要望項目

9. 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ

現行では、被相続人の死亡により取得した生命保険金などの死亡保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となる。この死亡保険金の受取人が相続人である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額（500 万円×法定相続人の数）を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になる。

金融庁は、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分 500 万円+

未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算することを要望している。

10. その他の要望

金融庁は、その他の要望として主に以下の項目を挙げている。

○事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置

- ・ 個人事業者に係る事業再生税制の創設
- ・ 事業再生に係る固定資産税の特例の創設
- ・ 地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大
- ・ 経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用